

川崎市看護師等修学資金貸与事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 川崎市看護師等修学資金貸与条例（昭和49年川崎市条例第10号。以下「条例」という。）及び川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和49年川崎市規則第37号。以下「規則」という。）に定める事務処理は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(申請手続（規則第2条関係）)

第3条 貸与の申込みは、当該年度の在学学生を対象とした通常申込と、次年度の入学生を対象とした予約申込について実施することができる。

(貸与の決定（条例第5条関係）)

第4条 「必要な調査」は、次の事項について行う。

- (1) 心身の健康状態
- (2) 生計を一にする世帯の経済状況
- (3) 看護師等を志望した理由
- (4) 本市医療施設等への就職希望の有無

2 前項の調査にあたっては、必要に応じ、確認書類の提出又は面接の実施を申請者に対し求めることができる。

(連帯保証人（規則第5条関係）)

第5条 「独立の生計を営む成年者」とは、一定の職業をもち、自己の収入により生活を維持している者で、次の要件をすべて満たす者とする。年金受給者は原則として除くものとするが、保証能力がある者がほかにいない場合はこの限りではない。

- (1) 年間の所得金額が川崎市市税条例施行規則第8条第1項第3号で定める金額を超えていること。
- (2) 本条例に基づく修学資金に関して、他の被貸与者、申込者の保証をしていないこと。
- (3) 破産手続開始の決定を受けていないこと。
- (4) 所得税法上の扶養に入っていないこと。

2 前項第1号の確認にあたっては、直近年度の市民税・県民税課税証明書の提出を求めることができる。

(返還債務の当然免除（条例第11条関係）)

第6条 「医療施設等に勤務」とは、1月の勤務時間が128時間以上となる雇用契約を締結し、条例第2条に定める医療施設等に勤務することをいう。

- 2 免除に必要となる看護業務の従事期間については、原則、連続した期間とするが、退職日の翌日から再就職日までの期間が1月未満の場合は、引き続く期間として算定する。退職日の翌日から再就職日までの期間が1月を超える場合は、当該期間について猶予の決定を受けている場合のみ、再就職後の期間についても従事期間に含め算定することができる。
- 3 看護業務に起因する心身の故障及び業務継続の困難性の認定については、労働基準監督署長による労働災害補償保険の支給決定（以下「労災認定」という。）を受けていることを条件とする。

（返還債務の裁量免除（条例第12条関係））

第7条 「心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき」とは、心身の機能に著しい障害を受け、将来にわたって返還することができないことが客観的に明らかであり、第8条で定める申請書類において、将来にわたって回復の見込みがないことが明記されている場合に限り認めるものとする。

（返還免除の申請（規則第10条関係））

第8条 「当該事実を証する書類」については、次のとおりとする。

- （1）条例第11条第3項については、労災認定に係る支給決定通知書
- （2）条例第12条については、次の各号に掲げる書類
- ア 医師の診断書
 - イ 直近年度の市民税・県民税課税証明書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

（返還の猶予（条例第14条第1項第3号関係））

第9条 「災害、疾病その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかの場合とする。

- （1）災害
- 不可抗力により就業不可と認められる場合には、返還債務の履行を猶予することができる。
- （2）疾病
- 医師の診断書に基づき、就業の継続ができないと認められる場合には、診断書に記載された期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。なお、医師の診断書に期間の記載がない場合は、雇用保険における基本手当の所定給付日数を限度とする。
- （3）出産
- 出産予定日の8週間（双子の場合は16週間）から、出産予定日又は出産日の1年後までの期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。
- （4）育児
- 育児休業として従事先施設が認める期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。
- （5）介護

育児・介護休業法に定める介護休業として従事先施設が認めた期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。

(返還猶予の申請等 (規則第 11 条関係))

第 10 条 「当該事実を証する書類」については、次のとおりとする。

(1) 災害

罹災証明書

(2) 疾病

医師の診断書

(3) 出産、育児又は介護

従事先施設による証明。なお、出産を機に退職をした場合は、退職の事実を証する書類及び出生証明書。

2 猶予の申請は、条例第 14 条各号が発生した日から 1 月以内に行うこととする。

(届出義務 (規則第 7 条関係))

第 11 条 規則第 7 条に掲げる事由発生を把握するため、年一度、現況調査を実施することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。